



# 期末手当などの賃金交渉は労働組合しかできません！

～年末手当のたたかいに向けてシリーズ④～

就業規則集  
平成28年4月  
東日本旅客鉄道株式会社

<

労働基準法上の効力

2014年度  
労働協約・協定集 I  
2014年5月  
東日本旅客鉄道労働組合

令和5年度の夏季手当の支給に関する協定

令和5年度の夏季手当の支給について、労働条件に関する協約（令和3年10月1日締結）第371条に定める基準額及び第376条に定める支給日を、次のとおり協定する。

基準額  
 基準額は、令和5年6月1日（退職し、又は死亡した組合員については、退職し、又は死亡した日）現在における基本給、管理手当・技術手当・教育手当（以下「管理手当等」という。）、都市手当及び扶養手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）を2.5倍した額に60,000円を加えた額とする。

ただし、退職又は死亡により、特別昇給又は再就職者、被表彰者の特別措置を受けた組合員については、特別昇給又は再就職者、被表彰者の特別措置を受ける前の額により算定する。

② 令和5年6月1日（退職し、又は死亡した組合員については、退職し、又は死亡した日）現在、次の各号の事由に該当する者の基礎額については、当該事由がなかったとした場合において、本来受けるべき基本給、管理手当等、都市手当及び扶養手当の合計額による。

- ア 病気休職、育児休職、介護休職、待命休職、ニューライフプラン休職、刑事休職、ボランティア休職及び退職前休職中の組合員
- イ 休業及び就業制限中の組合員
- ウ 出勤停止中の組合員
- エ 減給を受けている組合員

2 支給日（予定）  
 令和5年6月27日とする。

令和5年6月9日

東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役社長 深澤 祐二  
 東日本旅客鉄道労働組合  
 中央執行委員長 佐藤 英 樹

労働基準法では、「就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない」とあります。

**団体交渉**を経て、**妥結**→**調印**することで法的にも私たち労働者の賃金、手当が保証されます！

**労働組合は憲法・労働諸法制で保証された組織です！**

一方で…「社友会」は何の保証もない有志の組織

労働協約が適用されない社友会では社員や家族の生活は守れません！！



労働者の権利と労働条件を守るために東労組に結集して、堂々と要求を掲げよう！